

新型コロナウイルス感染症 主な支援一覧

市内事業者のみなさまへ

事業チャレンジ応援支援金

新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が収縮する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発などに挑む中小企業や生産者に対して支援します。詳しくは交流観光課までお問い合わせください。

支援対象事業・支援額

- ①起業支援金 施設整備、研修・経営指導、販路を拡大するための活動
上限額100万円 補助率1/2など
- ②チャレンジ支援金 新商品開発など、ブランド化、販路を拡大する活動
上限額50万円 補助率3/4など

申請期限 令和5年3月10日(金)

交流観光課
☎43-1632

市民のみなさまへ

えたじま元気クーポン

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する市民や事業者に対する生活支援と地域経済活性化を目的として、市内で使用できるクーポン券を市民の皆さんに無償で配布します。

配布物 5,000円分のクーポン券【9月末に引換券を送付】

対象者

江田島市全市民（7月31日(日)時点で住民基本台帳に登録されている方）

引き換え場所

市役所本庁（市民生活課または交流観光課）、市民センター（江田島・能美・沖美）、三高支所、切串出張所、市商工会本所

■土日祝日の引き換え

クーポン引換窓口を開設します。平日に引き換えが難しい方は、この期間に引き換えてください。

日時 10/1(土)、2(日)、8(土)、9(日)、10(月・祝)、15(土)、16(日) 9:00～17:00

場所 市役所本庁 交流観光課

えたじま元気
クーポンのこと
交流観光課
☎43-1632

取扱店舗の募集
市商工会
☎42-0168

子育て支援課
☎42-2852

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金【国・市】

対象者

- ①公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- ②新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっているひとり親世帯
- ③令和4年3月31時点で18歳未満の子（障がい児は20歳未満）の養育者で、次のいずれかに該当する者
 - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税の者
 - ・新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税均等割が非課税の者と同じ水準の者
- ④①～③のほか児童手当特例給付の所得上限額以上の所得があり、平成19年4月2日以後に出生した児童の養育者で、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同じ水準となっている者

給付額 児童1人10万円（国5万円、市5万円）

その他 申請受付後、審査し支給します。

提出期限 令和5年2月28日(火)

新生児特別定額支援金【市】

対象者 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出生し、出生時から申請までの間、継続して本市に住所を有する新生児の世帯主

給付額 児童1人10万円

手続方法 申請書に対象児の生年月日が確認できる書類（母子健康手帳の「出生届出済証明」など）を添付して、子育て支援課へ提出

※申請書は市ホームページからダウンロード、出生届の手続の際に窓口で受け取ることができます。

提出期限 令和5年4月20日(木)

支援金等

クーポン券

給付金等

子育て世帯
への支援

市民のみなさまへ

感染・感染の疑いで無給減給

傷病手当金

国保・後期高齢者医療被保険者が、感染または感染が疑われたことで、その療養のために仕事を休んだ期間、一定の要件を満たした場合に限り支給
支給期間 仕事を休んで4日目から、仕事をすることができない期間
支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った額) × 2/3 × 支給対象となる日数

一世帯当たり10万円

対象 ①住民税非課税世帯 基準日(R3.12.10)に世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯（令和3年度分の受給者は対象外）、②家計急変世帯 ①のほか、新型コロナの影響を受け、家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯（詳細は市ホームページ）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【国】

低所得の生活困窮世帯

生活困窮者自立支援金【国】

対象 緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付をいざれも受け、R4.12月末までに借り終える世帯または本自立支援金を一度受けた世帯
支給額 (月額) ①単身世帯6万円、②2人世帯8万円、③3人以上世帯10万円

支給期間 最大3カ月

支給要件 収入、資産、求職活動要件など

申請期限 12月28日(木)（郵送の場合は12/31(木)当日消印有効）

保険税・保険料が払えない

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料減免

収入が前年に比べ3割以上減少するなど、要件に該当する方は、申請により保険税・保険料が減免となります。

国民年金保険料が払えない

国民年金保険料免除

業務が失われた方や、相当程度の所得低下が見込まれる方は保険料の免除申請ができます。

保健医療課
☎43-1639

社会福祉課
☎43-1638

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係



市 HP
生活困窮者自立支援金関係



市 HP

税務課☎43-1636
保健医療課☎43-1639
高齢介護課☎43-1651

市民生活課
☎43-1634

税務課
☎43-1636

業務課
☎42-3311

市民・事業者共通

納稅が今は厳しい

納稅の猶予制度

次のケースに該当する場合は、猶予制度があります。

- ・災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ・本人または家族が病気にかかった場合
- ・事業を廃止、または休止した場合
- ・事業に著しい損失を受けた場合

水道料金・下水道使用料支払いが厳しい

水道料金・下水道使用料支払い猶予

水道料金・下水道使用料の支払いが困難な世帯・事業者を対象に支払いの猶予が受けられます。

江田島市公式ホームページ



江田島市公式Facebook



広島県公式ホームページ



厚生労働省ホームページ

